

令和2年3月9日

熊本市教育委員会 様

熊本市手をつなぐ育成会  
会長 西 恵美

新型コロナウイルス感染症防止のための臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について（要望）

熊本市教育委員会におかれましては、日頃より障がいのある子どもの教育の充実発展にご尽力いただいておりますことに心より感謝を申し上げます。

さて、令和2年2月27日の内閣総理大臣からの小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業の要請により、学校が休校となり1週間が経過しました。

休校中の対応については主に放課後児童クラブや放課後等デイサービス（以下「放デイ」という。）が「終日開設」により担うこととされていますが、突然の休校要請だったため、受入れ枠の利用調整や人員確保などで大変に重い負担を強いられています。また、一般的には学校の教室よりも狭い学童保育や放デイの室内では濃厚接触が強く懸念されます。

特に、放デイでは、一斉休校により、大きく「受入れ」と「人員確保」の2点で大きな負担が生じています。

まず「受け入れ」については、通常の利用児童だけでなく通学時間中にパート就労などをしてきた保護者も放デイの利用ニーズが高っています。さらに、「人員確保」については、利用時間が「放課後」ではなく「終日」となることによります。放デイ事業所では、通常であれば放課後時間帯のみの職員配置でシフトを組んでいますので、求人難の中、終日勤務に対応できる職員の態勢を整えるのは非常に難しいことが容易に想像できます。また、一斉休校に伴う新規利用児童には相応のアセスメントも必要であり、業務負担も増大しています。

このような状況を鑑み、令和2年3月2日付けで文部科学省と厚生労働省の連名通知（文科初第1598号、子発0302第1号、障発0302第6号）が発出されたことも踏まえ、熊本市手をつなぐ育成会では、全国手をつなぐ育成会連合会とも連動して、次のとおりご協力をお願い申し上げます。

## 記

《ご協力をお願いしたいこと》

（1）特別支援教育に携わる教員の応援

特別支援学校・学級の教員が、障害児教育のプロとして放デイの応援に入っただけであれば、大変心強く思います。

「今回の臨時休業に際して人的体制を確保するに当たっては、教職員の職務である教育活動等の一環として、各教育委員会等の職務命令に基づいて放課後児童クラブ等における学習指導や生徒指導等に関する業務に携わることは可能である」との前掲の通知の趣旨を踏まえ、ぜひとも実現に向けてご検討ください。

## (2) 学校施設の開放

結果的に一斉休校により学校施設が活用可能な状態になっています。

前掲の通知では、「今般の措置に伴う社会的要請の高さに鑑み、放課後等デイサービス事業所が学校施設を活用してサービスを提供した場合についても報酬を請求することを認めるので、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、積極的に施設の活用を推進すること。」とありますので、放デイの活動で校庭や特別教室などの学校施設が利用できるようご配慮ください。

## (3) 学校の開設や自主通学の受入れ

新聞報道等では、一部の自治体で特別支援学校を引き続き開設するケースや、通学送迎や給食などを含めて自主通学を受け入れているケースなども見受けられます。(2)の放デイの学校施設の活用、あるいは、それに替わる市教育委員会、学校独自の取組等をぜひご検討ください。

## (4) 今こそ、トライアングル・プロジェクトの理念を

文部科学省では、平成30年の「平成30年文部科学省令第27号」により学校教育法施行規則を改正し、いわゆる「トライアングル・プロジェクト」をスタートしています。その基本的な考え方は「家庭・教育・福祉の連携」にあります。また、プロジェクト報告書には「学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化」も掲げられています。

今般の一斉休校に伴う難局を「家庭・教育・福祉の連携」で乗り越えることが、トライアングル・プロジェクトの理念につながるものと考えております。

## 【別添資料】

別添資料1 3月2日共同通信社配信記事

別添資料2 2月28日兵庫県障害福祉課通知

別添資料3 令和2年3月2日付けて文部科学省と厚生労働省の連名通知